

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月1日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 処分をした年月日 平成21年3月30日
- 2 処分を受けた者の商号 五光工業株式会社
- 3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀市久保田町久保田1611番地3
- 4 代表者の氏名 本 永 幸 秀
- 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般 - 18）第9639号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

（1）停止を命ずる営業の範囲及び期間

ア 鋼構造物工事業に関する営業の全部

平成21年4月6日から平成21年4月8日までの3日間

イ 鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

平成21年4月9日から平成21年4月23日までの15日間

（注1） 「鋼構造物工事業に関する営業」とは、発注者から直接鋼構造物工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注2） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

7 処分の原因となった事実

五光工業株式会社は、同社労働者に対し、法定労働時間を越えて時間外労働をさせ、また、時間外労働に対する割増賃金を所定の支払期日に支払わなかったことにより、同社及び同社代表取締役が労働基準法違反により佐賀簡易裁判所からそれぞれ罰金50万円の略式命令を受け、平成21年1月28日、その刑が確定した。

また、同社労働者が作業中に脚立から転落して負傷し、4日以上の休業を要する労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の労働基準監督署に報告しなかったことにより、同社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反により佐賀簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、平成20年11月26日、その刑が確定した。

また、平成18年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、この労働災害について記載しないで、入札参加資格審査申請を行った。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号及び第3号該当)に該当すると認められる。